

平成 30 年度
定 時 総 会
議 案 書

期 日 平成 30 年 5 月 29 日 (火) 午後 5 時 30 分から
場 所 ホテルサンルート釜石 鳳凰の間

一般社団法人 釜石観光物産協会

釜石市鈴子町 22 番 1 号
釜石物産センター (シープラザ釜石) 内
電話: 0193-27-8172 FAX: 0193-27-8173

平成30年度 定時総会

《総会次第》

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議事録署名理事の選出
4. 報 告
5. 議 案
議案第1号 平成29年度事業報告について
議案第2号 平成29年度収支決算について
議案第3号 平成30年度補正予算（案）について
議案第4号 理事及び監事の選任について
6. そ の 他
7. 閉 会

平成29年度事業報告

【概要】

昨年6月2日に開催の総会で(一社)釜石観光物産協会の定款や設立時理事、主たる事務所の位置などが承認されたことから、その後盛岡地方法務局において登記手続きを行い同月13日、一般社団法人が成立しました。

このことを受け、各所管官庁に対して法人設立などの手続きを行うとともに、去る3月20日行われた理事会及び臨時総会において必要な諸規程等も承認されたことから、この4月1日をもって一般社団法人として運営しています。

さらに、旧釜石観光物産協会の定時総会において承認されたことから、釜石観光物産協会は完全に一般社団法人へ移行し、観光及び物産振興に係る事業をより一層充実し、展開していこうとするものです。

1. 一般社団法人の移行に向けた取り組み

国では、民間の非営利部門の健全な発展を促進させるため民法で定めていた公益法人制度を抜本的に見直し平成20年5月、公益法人制度改革関連3法案を施行しました。

この流れを受け、当協会でも一般社団法人化が課題となっていたことから、定款をはじめ各種規程等を整備し理事会などの各機関や代表理事、理事等の役割と責任を明確化すると同時に、社会的な地位を確立することによって自律的な運営に努めることを目的に、従来の協会と新たな法人を並走させながら一般社団法人への移行を進めてきました。

【活動状況】

月 日	事 業 内 容 等
4月27日	第1回三役会(方向性及び具体的な事務手続きを確認)
5月22日	宮古公証役場において定款を認証
6月2日	理事会及び総会(定款、理事等を承認)
6月13日	盛岡地方法務局へ登記申請
7月10日	第2回三役会(登記完了を確認)
9月8日	第3回三役会
12月20日	第4回三役会(諸規程等について協議)
2月21日	第5回三役会(理事会及び総会の開催等について協議)
3月20日	理事会及び臨時総会(規程、財産の取得、事業計画、予算を承認)
4月1日	一般社団法人としてスタート
5月29日	定期総会(一般社団法人に完全移行)

議案第2号 平成 29 年度収支決算について

平成 29 年度（一社）釜石観光物産協会会計収支決算書

（平成 29 年 6 月 13 日～平成 30 年 3 月 31 日）

（収 入）

（単位：円）

科 目	予算額	決算額	増 減	積 算 内 訳
会 費	100,000	40,000	△60,000	会員会費
繰入金	2,500,000	2,500,000	0	釜石観光物産協会繰入金
合 計	2,600,000	2,540,000	△60,000	

（支 出）

科 目	予算額	決算額	増 減	積 算 内 訳	
管理費	2,600,000	257,567	△2,343,433	旅費交通費	16,391
				消耗品費	17,928
				消耗備品費	41,900
				手数料	648
				公租公課	170,550
				会議費	10,150
合 計	2,600,000	257,567	△2,343,433		

歳入歳出差引額 2,282,433 円は、平成 30 年度へ繰り越す。

財 産 目 録

(平成 30 年 3 月 31 日)

(単位：円)

摘 要	金 額	
資産の部		
流動資産		
現金 手許有高		
普通預金 (協会勘定) 岩手銀行釜石支店	2,336,433	

財務付属資料

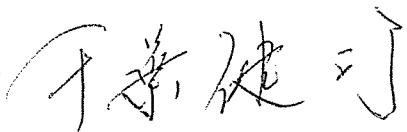

平成 30 年 3 月 31 日現在

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【流動資産合計】	2,336,433	【流動負債合計】	54,000
現金預金	2,336,433	未払法人税	54,000
未収金		前受金	
		預り金	
		負債合計	54,000
		資本の部	
		一般正味財産	
		(次年度繰越金)	2,282,433
		正味財産合計	2,282,433
資産合計	2,336,433	負債及び正味財産合計	2,336,433

監 査 報 告 書

平成 29 年度一般社団法人釜石観光物産協会会計予算の収支決算について、関係書類（諸帳簿、領収書、預金通帳、その他の書類）に基づき監査した結果、適正に処理されていることを確認したので報告します。

平成 30 年 5 月 29 日

監事  

監査 年月日

平成 30 年 5 月 23 日

監 査 場 所

シープラザ釜石 2 階会議室

議案第3号 平成30年度補正予算(案)について

平成30年度(一社)釜石観光物産協会会計補正予算書

(収入)

(単位:円)

科目	補正前の額	補正額	計	積算内訳
会費	2,000,000		2,000,000	
負担金	300,000		300,000	
補助金	15,571,000	△1,000,000	14,571,000	根浜海岸海開き事業
委託料	25,210,000		25,210,000	
助成金	960,000	△225,000	735,000	アサヒグループホールディングス
手数料	199,000		199,000	
協賛金	1,750,000		1,750,000	
諸収入	610,000		610,000	
繰入金		3,248,000	3,248,000	釜石観光物産協会繰入金
繰越金	1,500,000	782,000	2,282,000	前年度繰越金
合計	48,100,000	2,805,000	50,905,000	

(支出)

科目	補正前の額	補正額	計	積算内訳
事業費	31,288,000	175,000	31,463,000	根浜海岸海開き事業 △500,000 観光客誘致宣伝事業 900,000 伝統芸能「釜石虎舞」全国発信事業 △225,000
管理費	16,612,000	1,430,000	18,042,000	旅費交通費 204,000 消耗品費 100,000 印刷製本費 600,000 公租公課 446,000 会議費 80,000
支出合計	47,900,000	1,605,000	49,505,000	
予備費	200,000	1,200,000	1,400,000	
合計	48,100,000	2,805,000	50,905,000	

1. それぞれの予算に不足を生じた場合は、会長が定める手続きにより流用することができる。
2. 予算を補正する必要が生じたときの扱いについては、理事会に一任する。

議案第4号 理事及び監事の選任について

一般社団法人釜石観光物産協会定款第31条第1項第3号に基づき、以下の者を理事及び監事としたいので承認を求める。

辞任した者		
No.	役 職	氏 名
1	代表理事	澤田 政男
2	理事	新里 進
3	理事	及川 佳則
4	理事	後藤 英輔
5	理事	山元 一典
6	理事	赤崎 光男
7	理事	和田 利男
8	監事	千葉 健司

新たに選任する者	
役 職	氏 名
理事	澤田 政男
理事	新里 進
理事	及川 佳則
理事	後藤 英輔
理事	山元 一典
理事	都築 利昭
理事	新里 耕司
理事	小澤 伸之助
理事	青柳 勤
理事	和田 利男
監事	三浦 達夫
監事	平松 篤

一般社団法人釜石観光物産協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人釜石観光物産協会と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を岩手県釜石市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって必要な場所に徒たる事務所を置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、釜石市における観光の振興と物産の販売促進を図り、もって地域経済と文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光に関する事業の企画運営に関する事業
 - (2) 観光思想及び意識の普及と向上に関する事業
 - (3) 観光資源の調査及び研究並びに開発利用の推進に関する事業
 - (4) 観光資源の保護及び観光地の美化に関する事業
 - (5) 観光情報の収集及び情報提供並びに観光客の誘致促進に関する事業
 - (6) 土産品や特産品の開発、紹介、宣伝及び販売促進に関する事業
 - (7) 観光関連施設の改善及び整備促進並びにこれらの施設の運営に関する事業
 - (8) 観光客の利便の向上及び会員の販路拡大に関する事業
 - (9) 観光関係従事者等に対する指導及び研修に関する事業
 - (10) 関係機関や団体等からの受託業務及び連絡調整
 - (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、岩手県釜石市及びその周辺において行うものとする。

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会した個人又は法人若しくは団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は法人若しくは団体
- (入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(会費)

第8条 正会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならぬ。賛助会員も同様とする。
(任意退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員数の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を棄損し、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正當な事由があるとき。
- (会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の義務を2年以上履行しなかつたとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人上の社員総会とする。

(種類)

第13条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議によって会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故あるときは、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(権限)

第16条 総会は、次の事項について決議する

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 会員の除名
- (3) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (7) 理事会において総会に付議した事項
- (8) その他法令又はこの定款で定められた事項

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員数の半数以上が出席し、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議によって行う。

(1) 会員の除名

(2) 定款の変更

(3) 監事の解任

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(表決委任)

第 19 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、委任状により他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、一般法人法で定めるところにより議事録を作成し、議長及び総会で指名した議事録署名理事 2 名が署名若しくは記名押印し、10 年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役員

(役員の数)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 25 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とし、5 名以内を副会長、1 名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその他の配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令に定める者である理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員の数)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、法令及びこの定款の定めるところによりその業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順位に従いその職務を代理する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、法令及びこの定款に定めるところによりその業務を執行する。

5 その他、役員の数に制限については、理事会の承認を経て会長が別に定める。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 25 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3 役員は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 役員は、総会の決議により解任することができる。ただし、監事を解任するときは、総正会員数の半数以上が出席し、総正会員数の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 27 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、理事会の承認を経て会長が別に定める支給基準にしたがって算定した額を報酬として支給することができる。

2 役員には、理事会の承認を経て会長が別に定めるところにより、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(顧問)

第 28 条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会において選任する。

3 顧問は、会長の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。

4 顧問には、前条の規定を準用する。この場合において、規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

(役員の一部免除)

第 29 条 この法人は、一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令で定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

- 第30条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
(権限)
- 第31条 理事会は、次の権限を有する。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務執行の監督
 - (3) 会長、副会長、専務理事及び顧問の選任及び解任
 - (4) 総会の開催日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (5) 規則の制定、変更及び廃止
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な職員を選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務が法令及びこの定款に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するために必要な法令に定める体制の整備
 - (6) 第29条の賠償責任の一部免除
(理事会の招集)
- 第32条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長が招集する。
(議長)
- 第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
(決議)
- 第34条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって行う
- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
(議事録)
- 第35条 理事会の議事については、一般法人法で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事が署名若しくは記名押印する。
- 第6章 専門部会等
(専門部会等の設置)
- 第36条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の承認を経て専門部会、委員会、その他の組織を設けることができる。
- 2 前項の専門部会等の任務、構成及び運営に關して必要な事項は、理事会の承認を経て会長が別に定める。
- 第7章 基金
(基金の拠出)

- 第37条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。
- 2 基金の募集、割当て及び私込み等の手続きについては、理事会の承認を経て会長が別に定める。
(基金の拠出者の権利)
- 第38条 拠出された基金は、その拠出後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の最終の時まで返還しない。
(基金の返還の手続き)
- 第39条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時総会における決議を経た後、理事会が決定したところにしたがって行う。

第8章 会計

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び収支決算)

第42条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、第1号から第3号までの書類については、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告及びその附属明細書
(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

(3) 財産目録

(4) 役員名簿

(5) 役員報酬の額又はその基準を記載した書類

(6) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに關する数値のうち重要なものを記載した書類

2 前項のうち、第1号、第2号及び第3号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類はその内容を報告し、その他の書類については承認を得なければならない。

3 第1項のうち、第1号、第2号、第3号及び第4号の書類については、定款及び監事による監査報告とともに主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供さなければならない。
(剰余金の不分配)

第43条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

(特別の利益の禁止)

第44条 この法人は、この法人の会員、役員若しくは職員、基金の拠出者又はこれらの親族等に対して特別の利益を与えることができない。

2 この法人は、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与えることができない。ただし、公益法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える場合を除く。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる

(解散)

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由によって解散することができる。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、釜石市に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の運営に關し必要な事項は、理事会の承認を経て会長が別に定める。

(情報公開)

第49条 この法人の事務局は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に關し必要な事項は、会長が別に定める。

(個人情報保護)

第50条 この法人の事務局は、業上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報保護に關し必要な事項は、会長が別に定める。

第11章 補則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の承認を経て会長が別に定める。

(法令の準拠)

第52条 本定款に定めのない事項は、一般法人法その他の法令に従う。

附則

(施行期日)

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

(最初の事業年度)

2 この法人の最初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

3 この法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事 澤田政男

設立時理事	新里進
設立時理事	及川佳則
設立時理事	後藤英輔
設立時理事	山元一典
設立時理事	赤崎光男
設立時理事	和田利男
設立時代表理事	澤田政男
設立時監事	千葉健司

(設立時の社員の氏名及び住所)

4 この法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

岩手県釜石市鈴子町4番1号

澤田政男

岩手県釜石市大只越町2丁目4番19号

新里進

岩手県釜石市橋野町第37地割33番地1

和田利男

以上、一般社団法人釜石観光物産協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成29年5月22日

設立時社員 澤田政男[㊟]

設立時社員 新里進[㊟]

設立時社員 和田利男[㊟]